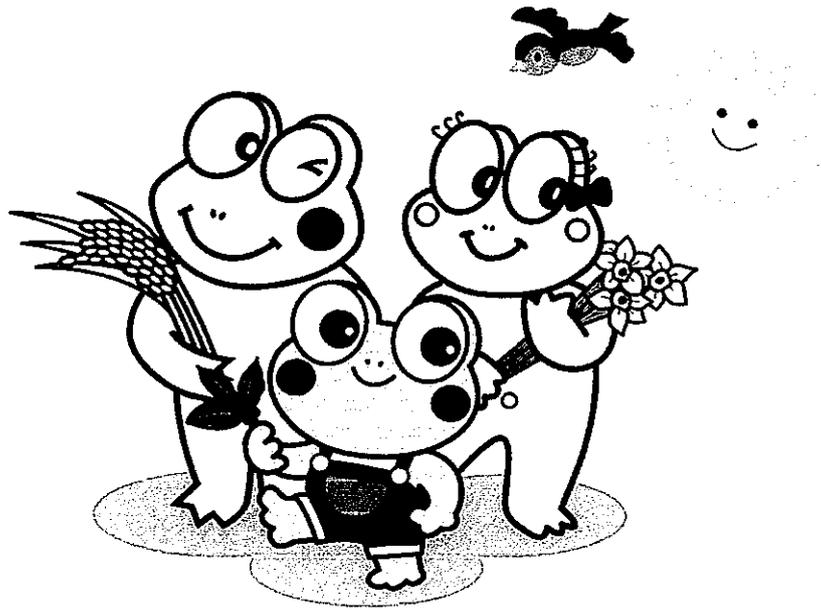


平成30年度 江北町教育施策実施計画



平成30年4月1日

江北町教育委員会

目 次

平成30年度 江北町教育施策実施計画	1
I 「生きる力」(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を身につけ、 バランスのとれた児童生徒を育む学校教育の推進	3
1 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進	3
2 「確かな学力」を育む教育の推進	4
3 「豊かな心」を育む教育の推進	5
4 「健やかな体」を育む教育の推進	6
II 教育活動を支える教育環境の整備・充実	7
1 幼児教育を支える環境の整備	7
2 学校教育環境の整備推進	8
III 社会教育・生涯学習の振興、歴史や文化の継承と保存活用	10
1 生涯学習体制の確立と活動の推進	10
2 青少年の健全育成	10
3 文化財の保護・継承	11
4 人権・同和教育の推進	11
IV 夢、感動と活力を生むスポーツの振興	12
1 社会体育施設の整備充実及び管理体制の拡充	12
2 生涯スポーツの推進とスポーツ交流事業の推進	12
V 子ども・子育て支援事業の推進	13
1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備	13
2 家庭における子育て支援	14

【新】・新規の事業・取組

【充】・充実させる事業・取組

平成30年度 江北町教育施策実施計画

今日、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが急速に進む中で、社会的、経済的格差の固定化への懸念や安全・安心の確保など、様々な課題が生じており、教育に託された国（県・町）民の期待は、ますます高まっています。

佐賀県教育は、児童生徒一人ひとりが、高い志と理想をもって、困難に立ち向かい克服していくための力である、「生きる力」を育むとともに、国際的視野に立ち、社会経済の進展に創意をもって対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる、心身ともにたくましい人材育成を目指しています。

江北町の教育においては、児童生徒の学力・体力保障、生徒指導の充実、町民の健康増進、文化的な教養を高め、豊かで健康な毎日を過ごす町づくりを担う一端として教育の果たす役割は大きいものがあり、次のようなことを目指しています。

- 学校教育については、家庭や地域との連携のもと、急速な社会変化の中で、将来の地域社会の形成者としての役割と自覚を高めるため、創造的で活力に満ち、たくましく生き抜いていける子どもの育成
- 生涯教育については、地域に根差した個性豊かな文化の創造と、町民の自主的かつ主体的な芸術・文化活動の活性化を図るとともに、地域文化活動の推進及び町民誰もが生涯を通じて年齢や体力、目的に応じてスポーツに親しむことのできる環境づくり
- 子育て支援については、児童福祉法により児童の健全育成を中心とした基本的な枠組みの下で施策の推進及び子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画施策の推進

江北町教育委員会では、第5次江北町総合計画の教育委員会に関する部分を基本施策編、江北町教育施策実施計画を実施計画編と位置づけ、次の項目を定め、これに沿って本町教育の振興に取り組みます。

- I 「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を身につけ、バランスのとれた児童生徒を育む学校教育の推進
- II 教育活動を支える教育環境の整備・充実
- III 社会教育・生涯学習の振興、歴史や文化の継承と保存活用

Ⅳ 夢・感動と活力を生むスポーツの振興

Ⅴ 子ども・子育て支援事業の推進

これらの推進に当たっては、地域住民の意向を反映するため町民の参画と共同を基盤とし、

- 学校は、教育の専門機関として、確かな学力をはじめ実社会、実生活を生き抜くための資質・能力を育みます。
- 家庭は、教育の原点として、基本的な生活習慣や社会における規範意識など、学校生活、社会を生きるための基礎を育みます。
- 地域は、人間性・社会性などを幅広く育む場として、多様な人材や資源を活かして学校や家庭での教育を支援するとともに、様々な教育や学習の機会を提供し、地域の教育力を高めていきます。

この基本的な役割分担のもと、学校・家庭・地域が相互に理解を深め、密接な連携を図る必要があります。このような認識の下、本町教育に携わる者すべてが、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研鑽に努め、町民の期待と信頼に応えられるよう本町が目指す教育を推進していきます。

I 「生きる力」(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を身につけ、バランスのとれた児童生徒を育む学校教育の推進

1 「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進

小学校以降の教育や生涯にわたる学習を見通しながら、幼児の心身の発達に即応した経験や活動を通して、自立心や社会性を養い保護者、小学校、地域等との連携を重視し、人間形成の基礎を育みます。

● 施策・内容

(1) 幼児教育・保育内容の充実

ア 幼稚園教育要領・保育所保育指針に則った教育・保育の展開

(7) 幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容についての理解を促進し、教育・保育内容の充実に努めます。

イ 幼児教育・保育環境の改善

(7) 幼児の主体的な活動が確保されるよう、園内の環境を整備・工夫します。

(1) 日常的な安全点検や防犯・防災訓練等を行い、安全・安心の園づくりに努めます。

(2) 教員・保育士等の資質の向上

ア 研究主題に沿った保育実践

(7) 実践を通じた研修(保育の振り返り及び保育カンファレンス)により、実践的指導力の向上に努めます。

イ 学校評価・自己評価をもとに幼児教育・保育の質の向上に努めます。

ウ 学びの芽を培うために求められる資質の向上のため、月2回の園内研修と一人1回以上の園外研修の参加し、職員研修の充実を図ります。

エ 園内支援会での情報共有と個に応じた指導・支援力の向上に努めます。

(3) 幼保小連携

ア 互いの教育・保育の理解

(7) 幼保小合同研修会等を行い、幼稚園・保育園、小学校それぞれの特性の違いを理解していきます。

イ 交流活動の推進

(7) 年3回程度の連絡会を実施し、気軽に連絡を取り合える関係づくりを目指します。

(1) 年間計画に基づいて交流を実施します。

(4) 子育て・親育ちの支援の充実

ア 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実

(ア) 園便り等で家庭教育の重要性について発信していきます。

(イ) 絵本の読み聞かせを推進するため、取組例を紹介します。

イ 親と子の生活習慣づくりの支援

(ア) 生活習慣づくりに関する取組を推進（啓発活動・情報発信・講話等）していきます。

(イ) 早寝・早起き・朝ごはん、ノーテレビ・ノーゲーム・ノースマホデーを推進していきます。

(5) 地域で支える幼児教育の推進

ア 地域に支えられた園づくり

(ア) 老人会・婦人会・人権擁護員・消防署・児童民生委員・自治体職員等地域の方々との交流の機会をつくります。

(イ) 小学生との交流や中学生の保育体験等の受入れを行い交流の機会を増やします。

2 「確かな学力」を育む教育の推進

学力向上に関する施策等を通じた教育現場の支援やその効果検証を通じて、指導方法の改善・充実を図るとともに家庭・地域との連携を推進するなど、学力向上に向けた総合的な取組を推進します。

また、各教科の基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせるとともに、学んだ知識や技能を活用することを通して、思考力・判断力・表現力等を育成します。

● 施策・内容

(1) 全国調査、県調査の分析と結果の活用促進

ア 4月の全国調査、県調査の結果より、国語、算数・数学についての学力や学習状況を把握し、児童生徒の実態に応じた指導法の工夫・改善に取り組めます。

イ 12月の県調査の結果より、国語、算数・数学、理科、社会、英語の各教科について、学習指導要領の内容の定着状況、1学期からの学習指導の成果や課題を把握し、指導法の工夫・改善を図ります。12月の県調査において、小学校（4・5・6年生〔国語・社会・算数・理科〕実施）は、12区分中9区分で県平均以上を、中学校（1・2年生〔国語・社会・数学・理科・英語〕実施）は10区分中6区分で県平均以上を目指します。

(2) 次期学習指導要領研究指定校に係る事業の推進（江北中学校：国語）

ア 次期学習指導要領の趣旨及び内容について理解を深めます。

イ 教科の枠を越えて、全職員で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向

けた授業の工夫・改善について研究協議の場を持つとともに、外部からの講師を招聘し、専門的な視点から指導助言を受けるなど、チームとして授業改善に取り組みます。

ウ 先進校視察を行い、先進的な取組について学び、授業改善に生かします。

エ 公開授業研究会と研究協議を行い、研究の成果と課題を県内の学校に公表します。

(3) 家庭学習の充実等、家庭・地域の教育力の向上

ア 県教育委員会と共催による学力向上フォーラムを開催（江北・白石・大町の3町による合同開催）し、学力の現状や課題について保護者・地域と共通の認識に立ち、家庭学習の充実、家庭・地域の教育力向上に取り組みます。【新】

イ 毎月第1水曜日に実施しているノーテレビ・ノーゲーム・ノースマホデーを推進します。

ウ SNSの正しい使い方に関する講演会等を実施します。

(4) 放課後等補充学習支援の充実

ア 数学と英語において基礎学力の定着が十分でない生徒や、授業による指導のみでは学習内容の定着が十分ではない生徒の学力向上を図るため、外部人材を活用した放課後や長期休業中における補充学習の充実を図ります。

イ 補充学習に参加した生徒対象の意識調査において、「以前より意欲的に授業に取り組むようになった」と回答する生徒の割合が90%以上、「以前より家庭学習の時間が増えた」と回答する生徒の割合が80%以上を目指します。

3 「豊かな心」を育む教育の推進

学校の教育活動全体を通じた道徳教育を家庭や地域と連携して実施することで、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むとともに、郷土の自然や歴史に親しむ態度の育成に努めます。

あわせて、子どもの発達段階に応じ、社会の形成者としての資質・能力を育むための人権に関する正しい知識や人権感覚を身に付けさせ、家庭や地域との連携を図りながら、人権・同和教育を推進します。

不登校については、未然防止や早期発見・早期対応のための体制の充実・強化及び不登校の状況に応じた学校復帰に向けた段階的な支援の充実を図るとともに、家庭や関係機関等との連携強化を進めます。

いじめ問題については、いじめ防止対策推進法に基づき学校の組織的な指導体制の強化とともに、家庭、地域、関係機関等との連携強化を図り、いじめの未然

防止や早期発見・早期対応及び被害の最小化、再発防止に向けた取組を充実させます。

● 施策・内容

(1) 道徳教育の充実

ア 小中学校全学級で年間1回以上、保護者や地域の方々に道徳の授業を公開します。

イ 学校において指導内容の重点化を図り、道徳教育の全体計画の評価、改善を行います。

(2) 人権・同和教育の推進

ア 学校において人権・同和教育に関する職員研修を実施します。

イ 年に1回、学校において人権集会を実施します。

(3) 不登校対策の充実

ア 児童生徒が、スクールスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備します。

イ 学校に町費のスクールソーシャルワーカーを1名ずつ配置し、スクールソーシャルワーカーのコーディネートによる家庭や関係機関等が連携・協力した取組を支援します。

ウ 町福祉課や児童民生委員との連携を図ります。

(4) いじめ問題対策の充実

ア アンケート調査や面談を実施し、早期発見に努めます。

イ 研修会等を通して、いじめ問題に対する教職員の意識と対応力の向上を図ります。

ウ 組織的に対応できる体制の確立・強化を図ります。

4 「健やかな体」を育む教育の推進

児童生徒の健康や体力の向上については、学校教育・スポーツと生活習慣や食生活に関する指導を関連付け、学校・家庭・地域が連携して取り組みます。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組みます。

登下校時や校内における事件、事故、災害から子どもを守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、子どもの危険予測、危機回避能力等を向上させます。

● 施策・内容

(1) 体力向上に向けた総合的な取組の充実

- ア 十分な運動量を確保できるような体育の授業を仕組みます。
- イ 全国体力・運動能力、運動習慣調査等の結果から児童生徒の実態を把握し、課題に応じた体力向上に取り組みます。
- ウ 全国体力・運動能力、運動習慣調査における各学年男女別の体力合計点の平均値が県の平均値を上回る〔小学校12（6学年男女別）のうち7、中学校6（3学年男女別）のうち5〕ことを目指します。

(2) 学校給食の充実

- ア 栄養バランスのとれた献立作りに取り組みます。
- イ 安全で良質な食材を選定します。
- ウ 食物アレルギー対応の充実を図ります。
- エ 施設設備の維持管理及び安全管理と衛生管理の徹底を図ります。
- オ 全学年において、年1回食育の授業を実施します。
- カ 異物混入マニュアルを見直します。【充】

(3) 健康教育の推進

- ア 規則正しい生活習慣の定着（早寝・早起き・朝ごはん）を図ります。
- イ 県が実施する小学5年生及び中学2年生を対象とした朝食等実態調査において、「毎日食べた」と回答する児童生徒の割合が90%以上を目指します。

(4) 安全教育の推進

- ア 学校安全計画に基づき、避難訓練等を実施します。
- イ 小学校においては交通安全教育アドバイザーを活用した研修等を年2回実施します。

II 教育活動を支える教育環境の整備・充実

1 幼児教育を支える環境の整備

幼児一人ひとりの資質・能力を育てていくために、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境の整備に努めます。

● 施策・内容

(1) 安全・安心で質の高い教育を支える人的環境の整備

- ア 幼児の主体的な活動を促し、一人ひとりの幼児が興味や欲求を十分満足させるよう適切な援助が行なえる人材の確保に努めます。

- (2) 充実した教育活動ができる施設環境の整備
 - ア 園庭遊具改修
 - (7) 業者による園庭遊具の点検を実施し、優先順位を設定して改修します。
 - イ 築山環境改善
 - (7) 幼児の安全に配慮し、広い園庭環境を十分に活かすための築山の改善を行います。
 - ウ 保育園園舎内床改修
 - (7) 未満児の安全のため、床改修を行います。

- (3) 特別な支援を要する子への体制整備の充実
 - ア 園内体制の強化
 - (7) 学期に1回計画的な園内支援会議を行い、緊急な場合はその都度支援会議を開き支援の方法を検討していきます。
 - (f) 専門的な役割を担う教職員の積極的な研修への参加を促します。
 - (g) 保健センターへの相談や特別支援学校の巡回相談を活用する等、関係機関との連携を密にします。
 - イ 個別の教育支援計画を作成し個々に応じた支援に努めます。
 - ウ 支援が必要な子ども・家庭への支援を行います。

2 学校教育環境の整備推進

コミュニティ・スクール導入や小中一貫教育に向けた取組、特別支援教育や英語教育の充実等、児童生徒への支援をより充実させるために学校教育環境の整備推進に取り組みます。また、教職員の多忙化の解消のために学校徴収金管理システムの導入と事務補助員の配置を行います。さらに、教育情報の発信も引き続き行っていきます。

● 施策・内容

- (1) コミュニティ・スクール導入に向けた取組【新】
 - ア 推進委員会を年6回開催します。
 - イ 地域への情報発信に努めます。
 - ウ 講師を招聘しての研修会を実施します。
 - エ 先進地視察を実施します。
 - オ 江北町学校運営協議会規則を作成します。

- (2) 小中一貫教育に向けた取組
 - ア 江北小中学校における小中一貫教育について検討（乗り入れ授業、小中合同行事、カリキュラム、推進に向けた組織づくり等）します。【新】
 - イ 小中連携学力向上研究会で、子どもたちの発達段階に応じたきめ細かな系統的・継続的な取り組みを進めます。

(3) 特別支援教育の充実

- ア 特別支援教育の理解・啓発を推進します。
- イ 発達障害やその傾向のある児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行います。
- ウ 特別支援学級や通級指導教室の環境整備と指導教員の研修の充実を図ります。
- エ スクールサポーター配置による支援体制の充実を図ります。
- オ 小中学校それぞれに通級指導教室を新たに設置できるように県へ申請します。【充】

(4) 英語教育の充実

- ア ALT 1名、外国語助手 2名を配置します。
- イ 平成 32 年度からの小学校外国語教育の完全実施に向けて、準備を進めていきます。

(5) 交流事業の充実【新】

- ア 小学校交流事業を通して、他地域との交流を行うことにより、教育、スポーツ・文化活動等の向上を図ります。
- イ 中学生海外交流事業を通して海外の文化や習慣に慣れ親しみ、異文化理解・国際化意識の醸成を図ります。

(6) 教職員の多忙化の解消

- ア 学校徴収金管理システムの導入と事務補助員の配置を行い、事務補助員が集金業務や印刷業務等を担うことにより、教職員の多忙化の解消に努めます。【新】
- イ 学校の業務改善を図るために江北町多忙化対策検討会を年 2 回実施します。

(7) 教育情報の発信

- ア 町広報誌へ毎月教育内容（A 4判 1 枚程度）を掲載します。

中学校	<u>30 年 1 月</u>	<u>30 年 6 月</u>	<u>30 年 11 月</u>
教育委員会	<u>30 年 2 月</u>	<u>30 年 7 月</u>	<u>30 年 12 月</u>
幼児教育センター	<u>30 年 3 月</u>	<u>30 年 8 月</u>	<u>31 年 1 月</u>
永林寺保育園	<u>30 年 4 月</u>	<u>30 年 9 月</u>	<u>31 年 2 月</u>
小学校	<u>30 年 5 月</u>	<u>30 年 10 月</u>	<u>31 年 3 月</u>

- イ MCA 無線による帰宅放送をします。
- ウ 月 1 回のノーテレビ、ノーゲーム、ノースマホデーについて MCA 無線を使って地域にも周知します。
- エ 教育委員会主催の地区教育懇談会を年 3 回実施し、学校の現状や地区での子どもたちの様子についての情報交換を行います。

(8) 学校教育施設の整備推進

ア 長寿命化を見据えて今後の学校教育施設の在り方について検討します。

【充】

Ⅲ 社会教育・生涯学習の振興、歴史や文化の継承と保存活用

1 生涯学習体制の確立と活動の推進

多様化する様々な学習ニーズに応えるために、生涯学習体制の確立と学習活動を推進します。

● 施策・内容

(1) ライフステージに応じた教室、講座等の開催

ア ニーズに応じた各種公民館講座を開催します。

イ 県民カレッジへの加入促進と県内イベント情報を提供します。

ウ 自主的な生涯学習活動の促進を図ります。

(2) 公民館、佐賀のへそ・ふれあい交流センターの学習環境整備の充実

ア 生涯学習活動の拠点としての施設利用の促進を図ります。

イ 快適な学習環境整備のための利用者アンケートを実施します。

ウ ネイブル指定管理者との連携体制を強化します。

2 青少年の健全育成

青少年の豊かな創造性と強い意志力を培うとともに、家庭・学校・地域社会が連携し一体となり、地域ぐるみで共働して、地域社会に貢献する青少年の健全育成を図ります。

● 施策・内容

(1) 「江北町青少年育成町民会議」の活動推進

ア 毎月第1水曜日にあいさつ運動を実施します。

イ 非行防止活動推進のための防犯パトロールを実施します。

(2) 青少年の主体的な社会参加活動の促進

ア 青少年の社会参加を推進します。(町民体育大会、各種スポーツ大会等)

イ 学校の総合学習等への人材活用を支援します。

ウ 町内、地域伝統行事・風習等への参加を推進します。

3 文化財の保護・継承

先人から育み、継承されてきた文化財を後世へ伝えていくとともに、郷土に残る文化財の保護と後継者育成を推進していきます。

● 施策・内容

- (1) 町指定文化財の保護と活用
 - ア 維持管理補助金を交付し、管理者と共に文化財の保護を図ります。
 - イ 広報誌等で町指定文化財のPRを行います。
- (2) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進
 - ア 郷土資料館収蔵物の展示機会の拡充を図ります。
 - イ 郷土資料等の収集と保存を促進します。
- (3) 郷土の歴史を学ぶ学習機会の提供
 - ア 県内の文化財を探訪するイベントを実施します。
 - イ 広報誌等により県内イベントの情報を提供します。
- (4) 民俗芸能、伝統行事の保護と後継者育成の推進
 - ア 映像による記録の保存を図ります。
 - イ 浮立指導者の後継者育成を推進します。
- (5) 文化財保護のための各種開発と埋蔵文化財保護との調整
 - ア 埋蔵文化財包蔵地における開発行為の事前把握を徹底します。
 - イ 確認調査・本調査による記録保存を図ります。
- (6) 町史の追録の編さん作業
 - ア 炭鉱史・鉱害史を中心とした追録版の編さんを行います。

4 人権・同和教育の推進

21世紀は人権の世紀であり、あらゆる差別の撤廃のため人権・同和教育の啓発と学習機会を充実します。

● 施策・内容

- (1) 人権・同和教育の啓発と人権学習機会の充実
 - ア 人権・同和教育問題啓発の研修会を開催します。
 - イ 広報誌等による啓発を図り学習機会の充実を図ります。
 - ウ 学校と連携し、人権週間に子どもたちが作成した人権標語等を公民館ロビーに展示します。

IV 夢、感動と活力を生むスポーツの振興

1 社会体育施設の整備充実及び管理体制の拡充

町内の社会体育施設を有効に活用し、誰もが生涯を通じて目的に応じたスポーツに親しむことのできる環境づくりに努めます。

● 施策・内容

- (1) スポーツクラブ登録制度による施設運営
 - ア 事前予約により効率的な施設利用を図ります。
 - イ 施設利用重複の調整を行い、限られた施設の有効利用を図ります。
- (2) 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者による運営
 - ア 民間のノウハウを活用し、サービスの向上を図ります。
 - イ 効率的、効果的な維持管理と経費削減に努めます。
 - ウ 利用者ニーズに対応した自主事業等を実施します。
- (3) 社会体育施設の管理・整備
 - ア 施設維持管理のための修繕、改修を計画的に行っていきます。
 - イ 施設利用報告書により要望等を把握し、設備の充実を図ります。
- (4) 社会教育施設の今後の在り方の検討【新】
 - ア 学校教育施設の整備推進にあわせ、社会教育施設全体の在り方について検討します。

2 生涯スポーツの推進とスポーツ交流事業の推進

健康で心豊かな人づくりを目指し、各世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動とスポーツ交流事業を推進します。

● 施策・内容

- (1) ウォーキングコースの活用と利用促進
 - ア 健康増進を図るため、ふれあいウォーキングを実施します。
 - イ 健康ポイント制度との連携によるコースの利用促進を図ります。
- (2) ニュースポーツの推進と普及
 - ア ニュースポーツ体験会や希望区への出前講座を実施し、推進と普及の強化を図ります。
- (3) 郡スポーツ交流大会・県民体育大会等への参加推進
 - ア 強化練習期間における使用料の免除を行い、大会等への参加を推進しま

- す。
- イ 県民体育大会全競技種目への参加推進と選手の発掘に努めます。

V 子ども・子育て支援事業の推進

1 子ども・子育て支援事業の推進

家族形態や就労形態が多様化するなど社会情勢の変化に伴い、乳幼児保育、障がい児保育の充実と共に、延長保育、一時保育など保育に対する多様なニーズがあります。

子ども・子育て支援法により、保育所入所の条件が緩和されたことで未満児の入所希望が年々増加傾向にあり、保育施設の拡充や地域型保育事業の新たな取組が必要となってきました。

また、子どもを持ちたい人が安心して産み育てられる環境づくりをするためには、子育てと就労・社会参加の両立支援が必要不可欠であり、子育てと就労支援の柱となるような保育所の整備と自主的な運営改善を進める必要があります。

● 施策・内容

(1) 民間活力による保育供給量の拡大【充】

ア 永林寺保育園の増改築及び、新設法人保育所の創設に伴う、保育所整備補助

- (ア) 永林寺保育園（現行定員 90 名→整備後定員 101 名 11 名増）
- (イ) 新設法人保育所（定員 132 名）

イ 「小規模保育所なのはな」の給食調理業務の継続

- (ア) 「小規模保育所なのはな」の定員 19 名分の給食調理を、江北保育園で行います。

ウ 民間活力導入により、保育需要量を満たした際の江北保育園の在り方検討

- (ア) 需要が高まっている放課後児童クラブの移設を軸に検討を行います。

(2) 家庭教育への支援の充実

ア 多様な学習機会の提供や相談体制の充実

- (ア) 子育ての方法、教養について学習を深めるため、保護者会、保育参観日等を活かして、家庭教育に関する学習会を開催します。
- (イ) 家庭教育・子育てなどに関する情報の提供及び啓発活動を行います。

(3) 教育・保育サービスの充実

ア 延長保育事業

(7) 江北保育園、永林寺保育園、「小規模保育所なのはな」において延長保育を実施します。

イ 幼稚園における預かり保育

(7) 幼稚園保護者の急病や育児疲れ等に伴う一時的、緊急的なニーズに応えるため、平日は 幼稚園終了後の 14:00~17:00 までの 3 時間、長期休業中は 8:30~14:00 までの 5 時間、教育課程に基づいた教育を行います。

ウ 病児保育事業

(7) 病気の回復期に当たらない生後 2 か月から小学生までの子どもを、病院の専用スペースで一時的に預かることにより、保護者の就労支援を行います。

2 家庭における子育て支援

こどもセンターが設置されたことにより、児童や子育て中の保護者が集える場所が出来ています。戸外遊具もあり安全な遊び場として多くの人に利用していただいています。

また、子ども・子育て支援事業計画では、地域子育て支援事業についての実施計画を定めています。

● 施策・内容

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

ア こどもセンター「うるる」事業

- (7) 自由来館で、いつでも利用できる身近な遊びの場の提供を行います。
- (i) 各種イベントにより新しい利用者の発掘を行います。
- (g) 子育て中の保護者の悩み相談を行います。(子育ての不安をなくす)
- (E) 乳幼児対象事業「びよびよルーム」では、遊びや体操、絵本の読み聞かせ季節の行事、誕生会、保護者の交流の場づくり(ランチ交流)を行います。
- (4) ママサロンを開催し子育て中の保護者に託児を確保して、その間ゆっくりと文化・スポーツ活動を体験しながら、リフレッシュや仲間づくりにつなげます。
- (4) 子どもとの関わり方など、育児についてのテーマを設けた「おはなし会」を保護者同士で行い、新たな視点を持つきっかけや保護者の交流を行い、子育ての悩みの解消につなげます。【新】

イ 未就園児絵本配布事業

- (7) 年齢に応じた絵本の配布をします。(月 1 冊)
- (i) 子育て情報誌「すくすく」により、絵本を通しての情操教育や親子のふれあいの大切さ、こどもセンターの行事案内を発信します。

ウ 子育てパンフレット「にこにこ」配布【新】

- (ア) 子育て世代にとって必要な情報（全 20 ページ）を 1 冊にまとめたパンフレットを発行し、子育て施策の広報・周知を幅広く行い、転入者等の子育てに関する不安を解消します。

(2) 子育て支援ネットワーク

ア 社会福祉協議会との連携

- (ア) 子ども祭りへ参加します。
(イ) 「ちょうちょ」による未就園児一時預かりにおいて、子育て負担を軽減します。

イ 民生委員との連携

- (ア) 民生委員による絵本配布を行います。

(3) 子どもの健全育成

ア 放課後児童クラブ事業

- (ア) 保護者の就労等により、放課後留守家庭となる小 1～小 6 の児童を対象に実施します。

イ ビッキー館との連携

- (ア) ビッキー館が実施する放課後児童健全育成事業に対し補助を行います。

ウ 放課後子ども教室

- (ア) 地域住民による指導のもと、スポーツや文化、体験活動を行い、異年齢の交流や心身ともに健やかな成長を支援します。

エ 小学生対象事業「うるるんキッズ」

- (ア) 集団遊び、昔遊び、運動、製作活動など望ましい遊びの場を提供します。

オ 幼児ふれあい活動

- (ア) 次世代の親となる中学生に、幼児と触れ合う機会をつくります。

(4) 経済的負担の軽減

ア 給食費助成事業

- (ア) 小・中児童生徒への学校給食費補助により、保護者の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい町を目指します。